

## ★与党(自民党・公明党)が令和2年度税制改正大綱を発表

令和元年12月12日(木)に令和2年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点の速報をご案内します。個人関連では、相続税は小粒な改正に留まりましたが、所得税は所得控除、譲渡所得で新制度が創設されるなど例年より大きな改正がありました。なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月の通常国会で提出の見込みです。

皆様には今年一年間本当に大変お世話になりました。良いお年をお迎えください。(長掛栄一)

### ◎令和2年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度	都市計画法の改正を前提に、特例適用対象農地等の範囲に、三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地で、地区計画農地保全条例(仮称)により制限を受ける一定の築計画の区域内に所在するものを加える。	
	農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。	
所得税 ・住民税	特定非課税累積投資契約(仮称)に係る非課税制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のつみたてNISA制度との選択適用</li> <li>・①積立形式で購入する公募等株式投資信託のみ受け入れる勘定(特定累積投資勘定)と②上場株式等の受入が可能な勘定(特定非課税管理勘定)の2本立て。</li> <li>・年間受入上限額①特定累積投資勘定→年間上限20万円、②特定非課税管理勘定→年間上限102万円</li> <li>・現行のNISAと同様1勘定の運用期間は5年間。6年目以降は移管することで最長10年間非課税の取扱が可能。</li> </ul>	令和6年1月1日から勘定設定可能に
	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人が都市計画区域内にある低未利用地等であることについて市区町村の長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡*を土地基本法等の一部を改正する法律(仮称)の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間にした場合には、その年中の低未利用地等譲渡に係る長期譲渡所得の金額から上限100万円を控除することができるものとする。</li> <li>※①その個人の配偶者その他その個人と一定の特別の関係がある者に対してするもの、②譲渡対価が500万円を超えるものを除く</li> </ul>	土地基本法等の一部を改正する法律(仮称)の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間
	配偶者居住権消滅時等の譲渡所得の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が配偶者居住権を合意解除等により対価を得て消滅した場合、その配偶者に対して譲渡所得を課税する。</li> </ul> <p>&lt;取得費の算定&gt; 被相続人に係る居住建物等の取得費(建物は減価の額控除後)×配偶者居住権等割合(設定時のもの)</p>	
	適用期限の延長	<p>下記特例の適用期限を2年延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例</li> <li>・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等</li> <li>・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等</li> </ul> <p>下記特例の適用期限を3年延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の資産の買換えの場合等の譲渡所得の特例(一部見直しあり)</li> </ul>	
	特例の重複適用取りやめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の取得等をした家屋(新規住宅)をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年から3年目に該当する年中に従前の住宅等の譲渡を行い利益が出た場合、居住用財産を譲渡した場合の各種特例と住宅借入金等特別控除の重複適用ができないこととする。</li> </ul>	令和2年4月1日以後に従前の住宅等を譲渡する場合について適用

税目	項目	内容	時期等
<b>所得税</b> ・住民税	国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、その国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなす。</li> <li>※国外中古建物の耐用年数を所在地国の法令における耐用年数としている旨を明らかにする書類その他のその使用可能年数が適切であることを証する書類その他一定の書類の添付がある場合を除く。</li> </ul>	令和3年以後の各年
	未婚のひとり親に対する税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者が現に婚姻をしていない者のうち次に掲げる要件を満たすもの（寡婦又は寡夫である者を除く）である場合には、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除する。</li> <li>＜要件＞</li> <li>①その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る）を有すること</li> <li>②合計所得金額が500万円以下であること</li> <li>③住民票に一定の記載がされた者（未届の夫・妻等）がいないこと</li> </ul>	令和2年分以後の所得税について適用 （令和3年度以後の住民税も同様措置）
	寡婦（寡夫）控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養親族その他その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る）を有する寡婦の要件に、合計所得金額が500万円以下であることを加える。</li> <li>住民票に一定の記載がされた者（未届の夫・妻等）がいないこと</li> <li>原稿の寡婦控除の特例（控除額35万円）の廃止</li> <li>その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る）を有する寡婦に係る寡婦控除及び寡夫控除の控除額を35万円に引き上げる。</li> </ul>	令和2年分以後の所得税について適用 （令和3年度以後の住民税も同様措置）
	日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者であって次のいずれにも該当しない者を除外する。</li> <li>①留学により非居住者となった者</li> <li>②障害者</li> <li>③その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</li> </ul>	令和5年分以後の所得税について適用 （令和6年度以後の住民税も同様措置）
<b>消費税</b>	居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除制度等の適正化（一部抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産に該当するもの（居住用賃貸建物）の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象とする。</li> <li>②上記①により仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に住宅の貸付け以外の用に供した場合又は譲渡した場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額を当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入れ控除税額加算して調整する。</li> <li>③住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税を非課税とする。</li> </ul>	①②令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合に適用  ③令和2年4月1日以後に行われる貸付けについて適用
<b>登録免許税</b> <b>印紙税</b> <b>不動産取得税</b>	適用期限の延長	次の特例の適用期限を2年間延長＜一部抜粋＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置</li> <li>不動産譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置</li> <li>新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置</li> </ul>	